

自治会・町内会長等の交代に伴い、必要となる手続き一覧

市役所 TEL : 23-3000

対象団体・業務	提出書類	窓 口	連絡・届出場所
---------	------	-----	---------

1 すべての自治会・町内会等が対象となるもの

☐	自治会・町内会連合会に加入している自治会・町内会	会長交代届出書【*1】	地域のつながり課 または担当支所	市役所第3分庁舎 1階（内線 2311） 腰越 33-0710 深沢 48-0021 大船 45-7711 玉縄 44-2217
☐	自治会・町内会連合会未加入の団体	会長交代届出書【*1】	地域のつながり課	

2 認可法人となっている自治会・町内会等が対象となるもの

☐	法人化している自治会・町内会	告示事項変更届書【*2】 （添付書類：総会通知文・総会議案・議事録）	地域のつながり課	市役所第3分庁舎 1階（内線 2311）
--------------------------	----------------	---------------------------------------	----------	-------------------------

3 以下に該当する自治会・町内会等

☐	自主防災組織を結成している自治会・町内会	自主防災変更通知届出書【*3】 （会長・防災部長変更通知）	総合防災課	市役所第3分庁舎 2階（内線 2615 又は 各消防署）
☐	まちづくり市民団体の認定を受けている自治会・町内会（②）	まちづくり市民団体連絡先変更届出書【*4】	土地利用政策課	市役所本庁舎 3階窓口 （内線 2823）
☐	山崎浄化センター連絡協議会に役員選出している自治会・町内会（③）	山崎浄化センター連絡協議会届出書【*5】	浄化センター	浄化センター （内線 2612）
☐	建築協定や住民協定を締結している自治会・町内会（④）	建築・住民協定連絡先の変更についての届出書【*6】	建築指導課	市役所本庁舎 3階 （内線 2528）
☐	土地・家屋を所有する自治会・町内会	住所等変更届 ※固定資産税・都市計画税納税通知書の中にある住所等変更届（切手不要のハガキ）をご利用ください。	資産税課	市役所本庁舎 1階 15番窓口 （内線 2301）
☐	法人市民税の申告義務を負う自治会・町内会	代表者変更についての届出書	市民税課	市役所本庁舎 1階 16・17番窓口 （内線 2292）

4 その他

☐	防犯協会に加入している自治会・町内会	地域防犯連絡所変更届等	警察関係 （所轄の警察）	鎌倉 TEL : 23-0110 大船 TEL : 46-0110
☐	他の組織・会等に対して引継ぎが必要な場合	必要な書類	任意参加の組織・会等	該当する窓口 各担当部門
☐	会長職で各種委員を委嘱されていた方	必要な書類	該当する窓口 各担当部門	

① 届出書類と提出方法

【*1】～【*6】は、地域のつながり課又は各支所に必要書類があります。
地域のつながり課または各支所へ提出いただければ、担当部署へ一括して書類を回送します。

② まちづくり市民団体

①七里ガ浜自治会 ②鎌倉山町内会 ③谷際自治会 ④大町六・七丁目自治会 ⑤富士見町町内会 ⑥塔之辻自治会
⑦大平山丸山町内会 ⑧梶原山町内会 ⑨住友常盤自治会 ⑩西鎌倉住宅地自治会

③ 山崎浄化センター連絡協議会委員委嘱自治会・町内会

①山崎西町内会 ②台新町自治会 ③新富町町内会 ④富士見町町内会 ⑤サウスアリーナ鎌倉大船自治会

④ 住民協定・建築協定を締結している自治会・町内会

建築指導課に問合せいただくか、鎌倉市のホームページ（ホーム > 産業・まちづくり > 建築物 > 建築協定・住民協定）でご確認ください。